

旅館業法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p>（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）</p> <p>第7条 法第4条第2項の規定による条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>～〔略〕</p> <p>浴室については、次の措置を講ずること。</p> <p>ア～ウ〔略〕</p> <p>エ 貯湯槽を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>（ア）貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。</p> <p>（イ）〔略〕</p> <p>オ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講ずること。</p> <p>（ア）～（ウ）〔略〕</p> <p>（エ）浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、<u>規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</u></p> <p>（オ）〔略〕</p> <p>カ〔略〕</p> <p>・〔略〕</p> <p>便所に<u>タオル等</u>を備え付ける場合には、清潔なものをを用いることとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>〔略〕</p> <p>（旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準）</p> <p>第10条 旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第7条 〔同左〕</p> <p>～〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>ア～ウ〔略〕</p> <p>エ <u>温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項の温泉を貯留する貯湯槽（以下「貯湯槽」という。）</u>を使用するときは、次の措置を講ずること。</p> <p>（ア）貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、規則で定めるところにより、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>（イ）〔略〕</p> <p>オ 〔同左〕</p> <p>（ア）～（ウ）〔略〕</p> <p>（エ）浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、<u>塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</u></p> <p>（オ）〔略〕</p> <p>カ〔略〕</p> <p>・〔略〕</p> <p>便所に<u>手拭い等</u>を備え付ける場合には、清潔なものをを用いることとし、宿泊者ごとに取り替えること。</p> <p>〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第10条 〔同左〕</p>

<p>～ 〔略〕</p> <p>浴室は、次の基準によること。</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。</p> <p>(ア)～(カ) 〔略〕</p> <p>(キ) <u>気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。</u></p> <p>～ 〔略〕</p>	<p>～ 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>ア～ウ 〔略〕</p> <p>エ 〔同左〕</p> <p>(ア)～(カ) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>～ 〔略〕</p>
---	---

付 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第7条第11号の改正規定、第10条第6号エに次のように加える改正規定及び次項の規定は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際、現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第10条第6号エ(キ)の規定は適用しない。ただし、前項ただし書に規定する日以後に、営業施設の浴室を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。